

第3回柏市農業委員会総会議事録

1 平成30年10月9日(火)柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長染谷茂が招集した。

2 場所 本庁舎別館 4階 第5会議室 午後2時00分

3 出席した委員は次のとおりである。

<農業委員>

1番	坂	卷	洋	行	2番	飯	野	文	夫
3番	飯	塚	恒	男	4番	岡	田	英	夫
5番	大	宮	茂	男	6番	染	谷		茂
7番	山	崎	明	久	8番	成	嶋	君	美
9番	石	井	マ	サ子	10番	金	子	幸	司
11番	酒	卷	寿	雄	12番	谷	田	貝	和代
13番	遠	藤	秀	生	14番	程	田		平
15番	橋	本	英	介					

16名中15名出席 欠員なし

<農地利用最適化推進委員>

17番	栗	原		豊	18番	砂	川	晴	彦
19番	木	村		寿	20番	相	模	農	夫男
21番	坂	卷	儀	治	23番	浜	島	照	雄
24番	小	川	克	己	25番	富	澤	英	三
26番	友	野	博	之	27番	増	田	直	晴
28番	染	谷	茂	幸	29番	山	野	辺	守
30番	石	井	一	美	31番	秋	谷	昌	治

15名中14名出席 欠員なし

4 欠席した委員は次のとおりである。

16番 村越 等 22番 関根 勝敏

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

局長 大野 功
次長 寺嶋 浩
副主幹 早崎 秀隆

副主幹 原 田 圭 介

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について
- 議案第 4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第 5号 農用地利用集積計画の決定並びに農用地利用配分計画案に係る意見について（その1～その3）

7 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (3) 公売買受適格証明書の交付について
- (4) 農地の転用事実に関する照会について
- (5) 生産緑地地区の買い取りの申出による農業従事者への斡旋について
- (6) 8月1日時点の農家基本台帳実態調査結果について
- (7) 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する県への意見の送付について（※軽微な場合）

（午後2時00分開議）

議長 ただいまより、第3回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員16名中15名、推進委員15名中14名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますこ

とをご報告いたします。

それでは、この先、着席して進めさせていただきます。

それでは、日程 1，議事録署名委員を選任したいと思いますが、選任方法はいかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議長 議長一任ということですが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは、指名をいたします。

大宮茂男委員，山崎明久委員，よろしくお願ひいたします。

次に、日程 2，一般報告事項につきましては、お手元の配付資料のとおりでございますので、ご了承願ひます。

それでは、今月の担当は第 3 調査会であります。調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について、坂巻洋行委員長よろしくお願ひいたします。

坂巻洋行委員長 第 3 調査会，最初の案件になりますので、気を許すと声が小さくなってしまいかもしれませんが、なるべく大きな声で進めていきたいと思ひます。

これからもよろしくお願ひします。

それでは、農地第 3 調査会は、去る 10 月 2 日，3 日，平成 30 年度第 7 回農地調査会を実施しました。

最初に、事務局から、今回の調査事案である農地法第 3 条 1 件，第 5 条 7 件，非農地証明 1 件，主たる従事者証明 3 件について概要説明及び事前調査の結果報告を受けました。その後，今回の調査案件について現地調査並びに面接調査を行いました。

次に、改選前の第 4 調査会が担当し，平成 30 年 6 月に開催された第 37 回総会の議案第 1 号から第 2 号の 3 件の案件について，巡回パトロールの結果報告を受けました。特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

それでは、日程 3，議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局，お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1 番について、調査結果の報告を坂巻洋行委員長，お願いいたします。

坂巻洋行委員長 それでは、1 番についてご報告いたします。

調査会資料は 3 ページからになります。

本件は、高柳在住の譲受人の方が、自宅から耕作しやすいため、高柳等に在住の譲渡人の方は、農業経営を行っていないための売買による所有権移転の許可申請であります。

申請地は、高柳の畑 1 筆 7 5 7 m²で、里芋等を栽培する計画です。

譲受人の経営の実態につきましては、4 人で従事し、耕作面積は 5 8 a です。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第 3 条第 2 項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第 3 調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき責任を持って耕作するよう伝え、その意思を確認しております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

ただいま、調査結果のご報告がございました。

1 番について何か質問はございませんか。

議長 よろしいですか。

なければ承認いたします。

それでは、議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番と2番は一体の事業ですので、調査結果の報告を一括して坂巻洋行委員長、お願いいたします。

坂巻洋行委員長 それでは、1番から2番についてご報告いたします。

調査会資料は5ページからになります。

本件は、賃借権設定を伴う自動車ストックヤード用地への転用許可申請であります。

申請地は、塚崎の畑3筆7, 500㎡です。市街化区域に近接し、10ha以上の集团的農地の区域でないことから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、中古車のオークションを運営する法人で、出品台数の増加により、車両の置き場が不足してきたため、既存施設の隣接地に置き場を整備する計画に至ったものであります。

申請地の駐車台数は284台分、一部は碎石路盤のみ、または既存

樹木のままとしますが，その他は浸透アスファルト舗装とします。

被害防除対策につきましては，雨水は自然浸透，北側には既存土どめがあり，南側は道路より低くなっています。西側にはアスファルト舗装による築堤を設置し，土砂等の流出を防止します。なお，西側，南側にはネットフェンスを設置します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力，信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め，第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，申請内容に基づき，責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番と2番について何か質問はございませんか。

飯野委員 いいですか。飯野です。

駐車台数についてお尋ねします。

●●台と6ページには書いてありますけれども，図面は●●台しかない。ちょっと確認のため数えてみました。書類は，正確な台数を記入してもらいたいと思います，以後。よろしくお願いします。

酒巻委員 私も今見て気になって，見ていたら●●の次が●●になっているから，これ，●●の次が●●じゃないでしょうか。●●の次が●●になっているからおかしい。

飯野委員 公文書ですので。

議長 確かに，これ，よく指摘もらうと，わかりました。

最後が，これ●●になっているわけだな。その数字がここに出てきていると。

わかりました。その件については、事務局後日確認をお願いします。
そのほかに何かありましたら。

(「ありません」の声あり)

議長 よろしいですか。

なしという声が出ましたので、1番と2番を承認いたします。

議案第2号1番と2番を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の審議に入ります。

3番から7番までは一体の事業ですので、調査結果の報告を一括して坂巻洋行委員長、お願いいたします。

坂巻洋行委員長 では、3番から7番について、一括してご報告いたします。

調査会資料は11ページからになります。

本件は、使用貸借による権利の設定を伴う農地造成への一時転用許可申請であります。

申請地は、戸張の田23筆1万9,310.79㎡で、うち農地造成が1万7,467.42㎡、搬入路が1,843.37㎡で、農業振興地域の農用地区域内の農地21筆と第2種農地2筆であります。農地以外の土地92.01㎡を合わせて、事業全体の面積は1万9,402.8㎡となります。

農用地区域の場合は、原則として許可できませんが、一時的な利用であることから、例外的に許可できるものであります。

申請地は田が広がっていますが、畑地として有効利用を図るため、農地造成する計画に至ったものであります。

なお、戸張在住の申請者の土地は、柏在住の申請者名義の仮登記がついており、この方が耕作する予定となっています。

造成後は、柿、クリ、ブルーベリー、ポポーを作付する予定です。

埋て立て高は最大で2.9 m、土砂の量は約3万1,400 m³、埋め立て方式は単純埋め立て方式です。

進入路は県道側からとし、水路にはH鋼を敷設し、その上に鉄板を敷きます。一時的に撤去された歩道のガードパイプ、水路敷きのネットフェンス等は、造成完了後に復元します。

被害防除対策は、雨水は自然浸透とし、周囲に築堤を設置、隣接地が公衆用道路側の場合については板柵を設置しませんが、その他の隣接地との間は境界から1～2 m離して板柵を設置し、のり面とすることで土砂等の流出を防止します。

工事中は出入り口をトラロープで囲い、埋め立て進入路には警備員を配置し、安全に留意するとのことです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力、信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝え、譲渡人に対しても、工事状況を常に把握し、工事完了後はみずから覆土の確認等を行うよう伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

続きまして、補足説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

事務局 それでは、補足説明させていただきます。

今回の申請におきましては、計画地に隣接する一部の農業者から同意を得られておりません。本来、計画を申請、履行する上で、周辺の方からの同意があることが本来望ましいのですけれども、千葉県農地転用事務指針によりますと、周辺農地への営農に影響のある計画は

許可の対象となりませんが、同意がないことをもって許可しないとの審査基準にはなっていないため、本件については同意がないことのみを理由に不許可にはできないということになります。

なお、当該同意を得られていない農地は、現在耕作されておらず、営農上の支障を受けづらい状況にあります。

また、申請者から同意を得られていない農地と計画地の間は、板柵及び法面処理を行い、被害があった場合には、適切に対応する旨を確認していることなどから、東葛農業事務所からも、これだけをもって不許可とすることはできない旨の確認をしています。

しかしながら、当該計画については、隣接者や関係する方への丁寧な説明と対応が必要であることから、今後も継続して理解を得られるよう対応を行うよう指導しております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

補足説明がございました。

3番から7番について、何か質問はございませんか。

成嶋委員 ●●さんの農業経営の実態なんですけれども、農業しているんですか。

議長 この本人ですか。

成嶋委員 はい。

事務局 ここの土地につきましては、基本的には●●さんがやられていて、そのサポートを●●がやっているという形になっております。

以上です。

議長 これ、最初に出たときは、ハウスをつくるということだったんですね。それで、●●さんの息子さんなんかも従事しますよということであったんですけれども、前回調査したとき、野菜等は一切つくっていないなくて、ここに今果樹がたくさんありますよね、それが植えつけ

られていたというところです。

成嶋委員 最初のやるという約束，じゃ，できていなかったということなんですね。

議長 それは，まだできていないですね。

あと，こっちで，最初にトラクターも買いますよってあったんですが，既に盛り土したところ，トラクターで耕運した跡あるのかといたら，全然ないんだよね。

成嶋委員 前によくカブだとか枝豆だとか，1日1反当たり出したとか，そういう計画出ていましたけれども。

議長 そういうところも全部，調査会のほうで指摘してありますから。

坂巻洋行委員長 最初の計画からこの1期工事目の今造成してあるところの，あのときの計画では，もうハウスとかは一切なくなっていて。

成嶋委員 変更で新たな申請で。

坂巻洋行委員長 今，果樹を植えてある状態です。

飯野委員 勝手にやったんじゃないのかい。変更届出してある。

坂巻洋行委員長 前回の第1期目の造成の時に，造成後の計画が出されておき，当初とは変わっております。

飯野委員 ちょっといいですか。

それから，進入路についてだけど，この間埋めたところを進入路にしているんじゃないのかな。

坂巻洋行委員長 そうです，県道側からの。

飯野委員 進入路として申請する必要はないの。

程田委員 必要なところはしてある。

飯野委員 わかりました。

議長 どうぞ。

浜島委員 これ、部分的な計画ですけれども、この先もやる予定なんですか。残りの部分も。

それで、部分的に進めていると耕作しづらいところが出てきたりすると思うんですけど、今後の計画がどうなっているんですか。

坂巻洋行委員長 今回の、あとにもまだあるみたいなことは言っていましたけれども。

浜島委員 今回、前申請にあったトラクター購入とかハウスをつくるとか、そういうのをつくらなくていいと、そういうことでいいんですか。

申請するとき、最初の申請は、そういう計画でしたよね。

事務局 それは、一番最初の3条のときですね。その後に、前回5条の埋め立ての案件が出たと思うんですけれども、そのときに3条申請時とは今後の農業経営の計画が変更になっています。

浜島委員 じゃ、5条だから別に関係ないというのか。

事務局 5条だと関係ないのではなくて、一番最初の3条で取得したもののから、5条の申請が前回出たときに、計画が変更になっているということです。

浜島委員 じゃ、仮に、例えばこれ、悪用ですとか、ちょっと語弊ありますけれども、幾らでも、じゃ、隠れ蓑で、要するに一旦貸せば、

何もやらなくても持てると。これ，ちょっとこれはどうかと。

事務局 何もやらなくても良いのではなくて，今現在は委員長からのご説明にあったと思うんですけれども，3条での農地取得後，前回の5条の申請が出たときには，農地造成をして，これからは果樹を栽培していくということで方向転換があったということで，今回の申請時に十分ではないけれども，果樹の作付があったということです。

浜島委員 それで，残りの農地なんかは来春する予定なんですか。

事務局 それはわかりません。

程田委員 今回は2回目の申請ですがこの後も取得して，その埋め立てる予定というようなニュアンスあったんですね。1回目の埋め立てた後の管理状態がまことに粗末だ。それで，●●さんは資金に余裕があって，それほど収益を目的としていないという話もあったんだけど，農地を有効利用するに当たっては，それとこれとは違うのかなと。

そのほか，営農状況によっては，今後の取得される等についても，影響しますよというようなことは，審査会で話もしたんだけどね。審査会では，現在は試行錯誤しながら営農していて決して良い耕作状態ではないが今後も研究しながら一生懸命やっていますとは言っていました。

議長 全員見て，果樹が植えてあるんだけど，それを見て，本当に果樹農家がやる植え方かという。

ただ，穴を掘って，そこに植えたという感じで。じゃ，そこに堆肥を入れたのか。また，ちょっと高くして，土を盛って植えたのかって，そういうの無いんですね。本当に，植えておけばいいやという感じで。そういうところも調査会のほうで指摘は皆さんでしました。

飯野委員 今回の申請は書面上は，体裁が整っているのかもしれないけど，それが，近隣の農家に対して，何であれでいいのって言われる

のも、農業委員会としては、ちょっと気がかりだなと思うんだけども。何か、ちょっともう少ししっかり管理してくださいとかということを書いてくれたの。

谷田員委員 言いました。しっかりと。

飯野委員 そういうのこれから必要じゃないのかな。どんどん事業を拡大していくんだったら、やっぱりある程度、委員会としての指導も必要になってくるんじゃないのかな。だって、途中で農地取得しました、そのときは一生懸命やりますと言って、今度埋め立てになったら、計画変更しましたというんじゃ、何かキツネにつままれたみたいで、審議した者にとっては。

相模委員 古い農業委員の人たちは、以前から話が出ていてよくわかっていると思いますが、当初から色々難しい案件でした。

今回も調査会では、多くの時間を割いて審議をされていてとても大変だったと思います。

農地造成は、今までよりも耕作しやすい環境を整備して営農することが目的の申請ですから、今後も農業委員会全体で目を光らせていく必要があると思います。

飯野委員 くねくね曲がった申請だけじゃなくて、ちゃんとかいうふうにやりたいんだというのがあれば、一番いいんだよな。

浜島委員 これちょっと地主さんから聞いた話なんですけれども。●●さんが買収に来たとき、こんな大量に面積買って何するんですかと聞いたらしばらくしてほとぼり冷めたら、要するに宅地にすると。大規模分譲にするということで、分譲するみたいなことをちらっと話していたらしいんですよ。

ここは宅地にできるんですか。

議長 あそこは農用地区域だから。通常は宅地開発はできないはず。

坂巻洋行委員長 とにかく、この件に関して、前回の埋め立てのところを引き合いに出しながら、前回こんな状態なのに、これもできるんですかということと、それから、ちゃんとやってくださいということをお願いしたつもりではいるんですが。

相模委員 だから、きちんと結果出してから前に出るならいいけどな。

酒巻委員 これは一時転用って書いてあるんですけども、搬入路とかだったら土砂入れるだけで、一時転用という意味はわかるんですけども、農地造成で一時転用というのは、どういうことでしょうか。

事務局 今回の申請は、前回もそうなんですけれども、もともと田んぼだったところを、土を入れて、畑にしますという計画です。その間、もともとある田んぼは農地として使えないわけですよ。要は、一時的に農地として使えないということで、一時的な転用ですよというふうな形になります。今回もしこれが許可になったとして、計画どおり土を入れて、造成したら、その後は畑として使うという形になります。以上です。

酒巻委員 わかりました。

議長 そのほかに何かありましたら。

岡田委員 そうすると、今回の事業面積、全てにこの作付計画の柿とか栗とかを植えると解釈、思っているわけですか。

となると、これがこの次出たときに植わっていなかったら、そこはまたそれなりに対処するという事です。

坂巻洋行委員長 厳しい目で指導していくしかない。

岡田委員 そう考えていいんですか。

議長 ここ、現地見たときにトラクターで耕運してなくて、ただ、穴

を掘って植えてあるという状況なんです。農地造成が何回かに分かれてやっているというのもあるけど、今後もしっかり見ていく必要があると思います。

あと、よろしいですか。なければ、3番から7番について、承認いたします。

議案第2号、3番から7番を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を坂巻洋行委員長、お願いいたします。

坂巻洋行委員長 それでは、1番についてご報告いたします。

調査会資料は23ページからになります。

本件は、宅地への地目変更登記をするための農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明の申請であります。

申請地は、鷺野谷の畑1筆436㎡で、現況は宅地であります。

申請者は、昭和16年2月に相続により所有権を取得しましたが、昭和45年以前から宅地として利用されていたということです。

昭和45年2月撮影の航空写真が添付されており、農地法所定の許可を得ないまま20年以上宅地として利用されていると判断できます。また、この間、農地法第51条の規定による違反転用に対する処分も

受けておりません。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、第3調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について、何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので、1番を承認いたします。

議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番から3番までは関連しておりますので、一括して調査結果の報告を坂巻洋行委員長、お願いいたします。

坂巻洋行委員長 それでは、1番から3番について一括してご報告をいたします。

調査会資料は25ページからになります。

1番は、豊平町在住の農家の方が、生産緑地法第10条の規定に基づき、生産緑地を柏市へ買い取り申し出するための農業の主たる従事者についての証明の申請であります。

申請地は、吉野沢の畑7筆2013.89㎡です。

2番は、我孫子市に在住の方が生産緑地法第10条の規定に基づき、生産緑地を柏市へ買い取り申し出するための農業の主たる従事者についての証明の申請であります。

申請地は、吉野沢の畑1筆155㎡です。

3番は、埼玉県坂戸市等に在住の方が、生産緑地法第10条の規定に基づき、生産緑地を柏市へ買い取り申し出するための農業の主たる従事者についての証明の申請であります。

申請地は、吉野沢の畑2筆363㎡です。

申請理由は、平成25年1月に農業経営に欠くことのできない申出者の父、または祖父が亡くなり、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し審査したところ、第3調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番から3番までについて、何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なければ、1番から3番を承認いたします。

議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第5号「農用地利用集積計画の決定並びに農用地利用配分計画案に係る意見について（その1～その3）」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局，お願いします。

（議長の指名で事務局が総括説明）

議長 ご苦労さまでした。

議案第5号（その1）につきましては、私、染谷が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当いたしますので、議長を飯野職務代理者とかわります。

それでは退席をいたします。よろしくお願いします。

（染谷茂会長が退席）

議長（職代） それでは、私が議長を代行させていただきます。

それでは、議案第5号（その1）の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課，お願いします。

農政課 それでは、ご説明いたします。

まず、利用権設定の案件です。

計画番号第2番から、資料18ページの第82番までは、農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。千葉県園芸協会から賃借権の設定を受ける者は、船戸に所在する農地所有適格法人で、新利根の田183筆、畑5筆、合計面積41万1,614㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

続いて、所有権移転の案件です。

資料は18ページとなります。第1番から第3番は、船戸に在住の農業者が新利根の田2筆、上利根の田1筆、合計面積3,817㎡の所有権を移転するものです。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経

営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

なお、今回例月より多い件数の利用権設定が同地域内で計画要請されていることについて補足を説明させていただきます。

これは、柏の北部地域の農業者の方々に集まって話し合いを行っていただけてきた結果、農地の集積を進めていくことを目的として、昨年度は古谷地区で同様に行ったんですけれども、今年度は新利根地域でも農地中間管理事業を活用した利用権設定を行うということが合意されました。このため、今回このようにまとまった件数の案件の計画要請が提出されております。

以上です。

議長（職代） ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

ありませんか。

程田委員 これ、●●株式会社、●●これ、従事日数はどうなっちゃっているんだろうな。このあたりは、関係ないのか。

農政課 今、程田委員からご質問のありました従事日数の部分についてなんですけど、例えば個人名義で借受者としてここにお名前を記載させていただく際には、農家台帳に記載されております従事日数、そちらを借受者として権利を設定する方の情報が載っていれば、その方の、例えば300日のということで届け出をされていれば300日で記載するんですけど、法人の場合は、構成員が何名かいらっしゃる場合、例えば従事日数が異なってくるような場合も考えられますので、従事日数のところは、このような形でハイフンというような記載をさせていただいているところです。

但し、従事日数が適正かどうかというところは判断しておりますので、利用集積計画に載せる際に150日未満であったり、そういった場合については、また別途説明の中でさせていただくような話になると思います。

以上です。

議長（職代） ほかに何かございますか。

成嶋委員 賃借料10a当たり●●kgと●●kgとあるんですけども、これはお互いの話し合いでとか、地盤が悪いとか、そういう関係でしょうか。

農政課 今、成嶋委員からご質問のありました賃借料については特に規定はありません。あくまでも、借り受けられる方、それから貸し付けられる方で合意なされている賃借料で申し込みを受けまして、それに基づいて集積計画のほうで掲載させていただいているところです。

議長（職代） ほかに何かございますか。

（「ありません」の声あり）

議長（職代） なしという声が出ました。

承認しますので、議案第5号（その1）を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

（挙手）

議長（職代） ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

染谷茂会長の除斥を解除いたします。

ここで議長を交代いたします。

（染谷茂会長が着席）

議長 それでは、議案第5号（その2）の審議に入ります。

議案第5号（その2）につきましては、飯塚委員が、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当しますので、

除斥を求めます。

(飯塚委員が退席)

議長 それでは、議案第5号(その2)の審議に入ります。
議案説明を農政課に求めます。農政課、お願いします。

農政課 それでは、ご説明いたします。

資料の19ページとなります。

利用権設定の案件です。

第1番は、花野井に在住の農業者が新利根の畑1筆、面積1,671㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は3年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので、承認いたします。

議案第5号(その2)を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

飯塚委員の除斥を解除いたします。

(飯塚委員が着席)

議長 次に、議案第5号(その3)の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課、お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

資料は20ページとなります。

利用権設定、計画番号第81番は、農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。千葉県園芸協会から賃借権の設定を受ける者は、大室に在住の農業者で、新利根の田1筆、面積3,905㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

第82番から第84番は、農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。千葉県園芸協会から賃借権の設定を受ける者は、花野井に在住の農業者で、新利根の田5筆、面積1万2,839㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

第85番から第88番は、農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。千葉県園芸協会から賃借権の設定を受ける者は、大青田に在住の農業者で、新利根の田13筆、合計面積3万4,423㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長 なければ承認いたします。

議案第5号(その3)を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、議案第5号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。ご苦労さまでした。

(農政課職員が退席)

議長 以上をもちまして、本日の議案審議は全部終了いたしました。

次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が報告事項を説明)

議長 いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思います。

1 1月の予定を申し上げます。

1日木曜日、2日金曜日が調査会で、1日は午前9時から、2日は午後1時から、別館第5会議室でございます。担当は農地第4調査会です。

9日金曜日が総会で、午後2時から同じく別館第5会議室でございます。

慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、第3回柏市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後15時25分閉会)